

会員規約

第1条 (名称)

本会は、「特定非営利活動法人スポーツコミュニティ軽井沢クラブ」と称します。

第2条 (目的)

会員は、特定非営利活動法人スポーツコミュニティ軽井沢クラブ（以下「軽井沢クラブ」といいます。）の趣旨に賛同し、スポーツへの生涯参加及びスポーツの振興とコミュニティの活性化並びに社会の公益に寄与するための事業をする軽井沢クラブの活動に参加することを目的とします。

第3条 (会員資格)

会員は日本国内に住居を有する方を対象とします。会員は、本会の会員資格を第三者に譲渡することはできません。

第4条 (入会手続、会員資格の有効期間)

本会に入会を希望する方は、本会則を承諾のうえ、軽井沢クラブに対し、所定の申込方法で入会の申し込みを行います。入会を希望する方が、15歳以下の未成年の場合は、保護者の同意を要するものとします。本会の入会手続は、前項による申し込み後、軽井沢クラブが年会費の納付を確認し、入会を申し込んだ方を本会の会員として登録した時点で完了します。入会を申し込んだ方は、入会手続が完了した日から本会の会員となります。会員資格の有効期間は、前項により入会手続が完了した日（以下「入会日」といいます。）から、入会日が属する月の翌年同月末日までとします。（本条項について、ファン会員は適用外です）

第5条 (会員資格の更新)

会員は、会員資格の更新を希望する場合、会員資格の有効期間満了日の2週間前までに、翌年分の年会費を支払うものとします。（本条項について、ファン会員は適用外です）

第6条 (会員の種別、会費および支払方法)

会員の種別及び年会費は、ファン会員（無料）・一般会員（5,000円）・ジュニア会員（小学生以下3,000円）・法人会員（15名まで50,000円）とします。年会費の支払方法は、軽井沢クラブの指定する銀行口座への銀行振込とします。支払済みの年会費は、いかなる理由であっても返金しません。

第7条 (会員証)

軽井沢クラブは、入会手続が完了した会員に対し、会員証を送付します。会員は、会員証を厳重に管理するものとし、第三者にこれを譲渡または貸与することはできません。会員は、軽井沢クラブから会員証の提示を求められた場合には、すみやかにこれを提示するものとします。軽井沢クラブは、会員が会員証を提示しない場合、会員特典の利用をお断りすることがあります。会員は、会員証を紛失し、または盗難にあった場合は、すみやかに本会事務局に連絡するものとします。会員証の紛失、盗難、滅失その他の理由により、会員が会員証の再発行を希望する場合、軽井沢クラブは所定の手数料を申し受けたくうえで、会員証を再発行します。（本条項についてファン会員・法人会員は適用外です）

第8条 (会員パスワード等)

軽井沢クラブは、入会手続が完了した会員に対し、第10条第1項第2号に定める軽井沢クラブウェブサイト上の会員専用ページを利用するに際し必要となるIDおよびパスワード（以下「会員パスワード等」といいます）を発行します。会員は、会員パスワード等を厳重に管理するものとし、第三者にこれを譲渡または貸与することはできません。会員パスワード等を利用して行われた行為は、当該会員パスワード等の発行を受けた会員の行為とみなされます。会員は、会員パスワード等が第三者に利用された場合もしくは漏洩した場合またはそのおそれがある場合には、すみやかに本会事務局に連絡するものとします。

第9条 (届出事項の変更)

会員は、軽井沢クラブに届け出ている氏名、住所、電話番号、E-mailアドレス等に変更があった場合、所定の方法でこれを本会事務局に連絡するものとします。氏名、住所、E-mailアドレス等の変更を届け出なかったためにクラブ情報等が届かなかった場合、情報の再発送は行いません。

第10条 (会員の特典)

会員は、会員資格の有効期間中、以下の特典を受けることができます。なお、特典の具体的内容については、別途軽井沢クラブが定めます。軽井沢クラブの配信するメールマガジンの購読、軽井沢クラブウェブサイト上の会員専用ページへのアクセス（ファン会員は前項とこの項のみ）、スポーツイベント、ツアー及び大会参加費用の割引、スポーツ教室及びスポーツスクール参加費用の割引、スポーツ版人間ドック診断費用の割引、軽井沢クラブが提携する施設（スポーツ施設、宿泊施設、レストラン、商店など）の利用費の割引、及び割引クーポンの利用、軽井沢クラブが提供する物販物の割引、クラブ情報の送付。軽井沢クラブは、会員に予め通知することなく、特典の内容を変更し、または特典の提供を中断もしくは終了することができるものとします。

第11条 (退会手続)

会員が退会を希望する場合には、「退会希望」と明記のうえ、(1) 会員番号、(2) 氏名、(3) 住所、(4) 電話番号、(5) 退会希望日、(6) 退会理由を記載し、本会事務局までファックス、郵便またはE-mailで届け出るものとします。

第12条 (会員資格喪失)

軽井沢クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その会員を除名することができるものとします。会員が、本会の体面を傷つけ、または他の会員を含む第三者に著しく迷惑をかけた場合。会員が、本会の運営を妨げる行為、誹謗する行為、公序良俗に反する行為、犯罪的行為またはそのおそれがある行為をおこなった場合。会員特典を不正利用した場合

第13条 (個人情報の取り扱い)

軽井沢クラブは、本会の運営に関して知り得た会員の個人情報を次の各号の場合を除き、会員本人以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ、本会の活動・運営のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示する場合。個人情報を適切に管理するように契約等により義務付けた業務委託先に対し、本会の活動・運営のために必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合。本会の活動・運営の向上等の目的で個人情報を集計、分析等する場合。前号の集計、分析等により得られたものを、個人を識別または特定できない態様に提携先等第三者に開示する場合。軽井沢クラブまたは軽井沢クラブの提携先等第三者に関する広告、宣伝その他情報提供の目的で電子メールの送信または印刷物の郵送等をする場合。その他任意に会員等の同意を得たくうえで個人情報を開示または利用する場合。

第14条 (著作権等)

軽井沢クラブが発行する本会の会報の記事・写真に関する著作権は、軽井沢クラブまたは軽井沢クラブに対する情報提供者に帰属するものとします。会員は、会報に掲載されている記事、写真等を著作権法等の法律で認められている範囲内で利用し、無断掲載・コピーは一切行わないものとします。

第15条 (会則の改定)

軽井沢クラブは、事前に予告することなく、本会則を変更することができるものとします。ただし、軽井沢クラブは、本会則の変更後、速やかに変更の内容を会員に通知するものとします。

(2005.08.08 制定)